

医師養成修学資金貸与事業実施規程

平成 17 年 3 月 25 日	制定
平成 20 年 3 月 21 日	一部改正
平成 21 年 3 月 25 日	一部改正
平成 24 年 3 月 23 日	一部改正
平成 25 年 4 月 1 日	一部改正
平成 30 年 3 月 23 日	一部改正
令和 2 年 3 月 25 日	一部改正
令和 3 年 11 月 17 日	一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、医師養成修学資金貸与事業実施規則（以下「規則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請及び決定)

第2条 規則第3条第2項の規定により修学資金の貸与を受けようとする者は、次に掲げる書類のうち、規則第3条第2項第1表の各区分ごとに別に指定する書類を公益財団法人新潟医学振興会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 修学資金貸与申請書（別記第1号様式）
- (2) 同意書（別記第1号様式の2）
- (3) 戸籍抄本
- (4) 在学証明書
- (5) 学業成績表
- (6) 源泉徴収票又は確定申告書
- (7) 健康診断書

2 第1項の規定にかかわらず、災害、失業、その他特別な事情により同項第6号に掲げる書類の収入額と申請日現在の収入額が著しく異なる場合は、「家計の実情等申出書（別記第2号様式）」を提出することができる。

3 理事長は、第1項の申請書を受理したときは、重点コース（新潟県育成枠）修学資金にあっては書類の審査及び面接等による選考、重点コース（新潟大学医学部「新潟県地域枠」）修学資金にあっては書類等による貸与資格確認を行い、その結果を修学資金貸与決定（不決定）通知（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第3条 前条第3項の規定により修学資金を貸与する旨の決定通知を受けた者は、速やかに誓約書（別記第4号様式）を理事長に提出しなければならない。

(貸与の方法)

第4条 規則第3条第2項表1の各区分に規定する重点コース修学資金（以下「重点コース修学資金」という。）は、毎月当月分を貸与するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、2月分以上を合わせて貸与することができる。

2 規則第3条第3項に規定する一般コース修学資金は、前期、後期に分けて貸与するものとする。ただし、特に必要と認めるときは、一括して貸与することができる。

(借用証書)

第5条 修学資金の貸与を受けた者（以下「修学生」という。）は、貸与を受けた修学資金の借用証書（別記第5号様式）を、連帯保証人と連署のうえ、貸与を終了した月の翌月末日までに理事長に提出しな

ければならない。

(返還免除の申請及び決定)

第6条 規則第9条第1項各号又は第11条第1項から第3項の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書（別記第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還債務免除決定通知（別記第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(返還猶予の申請及び決定)

第7条 規則第12条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第8号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を修学資金返還猶予決定通知（別記第9号様式）により申請者に通知するものとする。

(書類の提出及び届出)

第8条 修学生は、大学に在学している間、毎年4月の第2月曜日までに学業成績表及び現況報告書（別記第10号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定のほか、修学生又はその連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 修学生が休学、退学、復学又は転学したとき。

(2) 修学生が停学その他の処分を受けたとき。

(3) 修学生が死亡し、又は学業に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

(4) 修学生が医師の免許を取得したとき。

(5) 修学生が氏名又は住所を変更したとき。

(6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人が死亡し、破産の宣告を受け、若しくは後見開始の審判を受けたとき。

(規則で定める提出書類等)

第9条 規則第14条に規定する理事長の定める書類等とは、この規程の第3条、第5条及び第8条に規定する提出書類等をいう。

附 則

この規程は、平成17年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月25日から施行する。

なお、この規程の施行前において、重点コース（新潟大学医学部「地域枠B」入学生枠）修学資金及び重点コース（新潟大学医学部「前期日程（地域枠）」入学生枠）貸与を受けた者については、この規程における重点コース（新潟大学医学部「地域枠」入学生枠）の規定を準用する。

附 則

この規程は、令和3年11月17日から施行する。

改正後の規程は、この規程の施行の日以後に貸与決定が行われる修学生について適用し、同日前に貸与決定が行われた修学生については、なお従前の例による。